86		157.325(15)
1086		157.325(14)(15)
1027		157.35 (5)(14)
2027		161.95 (16)
87		157.375(7)
1028		157.4 (7)(14)
2028		162 (16)
88		157.425(7)
ＡＩＳ１		161.975(17)
ＡＩＳ２		162.025(17)

注１　(1)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域において所属する専用海岸局及び当該専用海岸局に所属する他の船舶局と通信を行う場合に限る。

［２　略］

３　(3)は、実験試験局に限る。

４　(4)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。

５　(5)は、港務に関する通信を行う場合又は海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。

６　(6)は、デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はＦ２Ｂとする。

７　(7)は、港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。

［削る］

［削る］

８　(8)は、156.8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

９　(9)は、海上保安庁の無線局と通信を行う場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

10　(10)は、双方向無線電話又は船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。ただし、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に関する通信を行う無線局に混信を与えない場合に限る。

11　(11)は、船舶自動識別装置により人工衛星局を中継して通信する場合又は船舶の航行に関する通信を行う場合に限る。船舶自動識別装置により通信をする場合の電波の型式はＦ１Ｄとし、船舶の航行に関する通信を行う場合の電波の型式はＦ３Ｅとする。

12　(12)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。

13　(13)は、日本沿岸海域において、義務船舶局以外の船舶局が呼出応答を行う場合に限る。

86		157.325(15)
27		157.35 (15)
87		157.375(15)
28		157.4 (1)
88		157.425(15)

注１　(1)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

［２　同左］

［新設］

３　(3)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。

４　(4)は、港務に関する通信を行う場合又は海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。

５　(5)は、デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はＦ２Ｂとする。

６　(6)は、港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。

７　(7)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域において所属する専用海岸局及び当該専用海岸局に所属する他の船舶局と通信を行う場合に限る。

８　(8)は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。

９　(9)は、156.8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

10　(10)は、海上保安庁の無線局と通信を行う場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

11　(11)は、双方向無線電話又は船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。ただし、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に関する通信を行う無線局に混信を与えない場合に限る。

12　(12)は、船舶の航行に関する通信を行う場合に限る。

13　(13)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。

14　(14)は、日本沿岸海域において、義務船舶局以外の船舶局が呼出応答を行う場合に限る。